

経営強化計画

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の9の3第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営強化計画の実施期間
第2 金融組織再編成の内容及び実施時期
第3 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項
第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策(経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の9の3第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。)
第5 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項(経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の9の3第1項の規定により適用する法第15条第1項の申込みをする場合に限り。)
第6 経営の強化に伴う労務に関する事項
第7 業務実施金融機関における収益の見通し
第8 剰余金の処分の方針(経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の9の3第1項の申込みをする場合に限り。)
第9 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策(経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の9の3第1項の申込みをする場合に限り。)

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
(2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
(2) 経営強化計画を連名で提出する金融機関等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。
(3) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日(組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から翌年3月31日までの間である場合にあっては、10月1日)とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する労働金庫等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称を併せて記載すること。

5. 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項

「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

- (1) 二人以上の員外監事(第3条第2項又は金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がない場合において、一人以上の独立員外監事(法第34条の9の3第1項第3号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。)を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事(独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。)を新たに選任すること。
(2) 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれ

資産・負債・資本勘定(平均残高)	純資産の部合計								
	うち出資金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うちその他有価証券評価差額金								
うち自己優先出資、処分未済持分									
損益	業務純益								
	業務収益								
	資金運用収益				—	—	—	—	—
	うち貸出金利息				—	—	—	—	—
	役務取引等収益				—	—	—	—	—
	特定取引収益				—	—	—	—	—
	その他業務収益				—	—	—	—	—
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国債等 債券償還益)				—	—	—	—	—
	業務費用								
	資金調達費用				—	—	—	—	—
	うち預金・譲渡性預金利息				—	—	—	—	—
	役務取引等費用				—	—	—	—	—
	特定取引費用				—	—	—	—	—
	その他業務費用				—	—	—	—	—
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国債等 債券償還損+国債等債券償却)				—	—	—	—	—
	一般貸倒引当金繰入額								
	経費								
	うち人件費				—	—	—	—	—
	うち物件費				—	—	—	—	—
	うち機械化関連費用				—	—	—	—	—
	金銭の信託運用見合費用				—	—	—	—	—
	業務粗利益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入額+経費)								
	国債等債券関係損益				—	—	—	—	—
コア業務純益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債 等債券関係損益)									
臨時損益									
うち不良債権処理損失額									
個別貸倒引当金繰入額				—	—	—	—	—	
貸出金償却				—	—	—	—	—	
その他の処理額				—	—	—	—	—	
うち株式等関係損益									
経常利益									
特別損益									
税引前当期純利益				—	—	—	—	—	

優先出資配当金(民間調達分)				—	—	—	—	—
1口当たり配当金(普通出資)				—	—	—	—	—
1口当たり配当金(優先出資)				—	—	—	—	—
配当率(普通出資)				—	—	—	—	—
配当率(優先出資、公的資金分)				—	—	—	—	—
配当率(優先出資、民間調達分)				—	—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法第34条の9の3第3項の規定により適用する法第17条第1項の規定による決定(法第34条の9の3第3項の規定により適用する法第19条第1項の規定による承認を含む。)を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。
- 2 組織再編成金融機関等(経営強化計画を実施する金融機関等)が銀行等である場合にあつては、適宜必要な修正を行うこと。